

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

### ②施設・事業所情報

名称：かりがね保育園	種別：認可保育所	
代表者氏名：平出 和代	定員（利用人数）：160（150）名	
所在地：愛知県刈谷市一ツ木町8丁目18番地25		
TEL：0566-21-2123		
ホームページ： <a href="https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/kyouiku/hoikuen.karigane/index.html">https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/kyouiku/hoikuen.karigane/index.html</a>		
<b>【施設・事業所の概要】</b>		
開設年月日 令和5年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：刈谷市		
職員数	常勤職員： 18名	非常勤職員 25名
専門職員	（専門職の名称） 名	
	保育士 41名	栄養士（市） 1名
	幼稚園教諭 17名	調理師（委託） 4名
	看護師 1名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室 8      乳児室 2 調乳室 1      ほふく室 1 沐浴室 1      医務室 1 職員室 1      応接室 1 調理室 1      遊戯室 1 休憩室 2      シャワー室 1 配膳室 1      教材室 3 絵本の広場 1      更衣室 1 便所 8      倉庫・物置等 5	砂場・土場 5      ブランコ 1 総合遊具 1      乳児ブランコ 1 乳児滑り台 1 鉄棒 1      ジャンゲルジム 1 手洗い場・足洗い場等 非常階段 2

### ③理念・基本方針

（理念）  
一人一人の子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とし、入所する子どもの最善の利益を考慮し、環境を通して養護及び教育を一体的に行うことと、保護者支援と地域の子育て支援を行うことを目指す。

#### （基本方針）

- ・子ども一人一人の理解を深め、発達に応じた援助をする。
- ・子どもの育ちにつながる環境作りに努める。
- ・園と家庭、地域の連携を密にし、子どものよりよい成長を図る。
- ・職員相互の信頼感を大切にし、協力して保育目標の達成に努める。
- ・職員が保育に関する幅広い教養と専門知識を深める

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

(保育園の概況・特徴的な取組)

・保育園は閑静な住宅地の中に位置し、少し足を延ばすと田畑や公園があり電車も見える環境にある。開設から32年の歴史を有し、地域に溶け込んだ保育園となっている。広い園庭にはシンボルツリーであるクロガネモチの大木がそびえたち、桜や銀杏、楓やみかんなどの四季を感じる樹木や花壇があり、保育園に居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。

・情報の共有化

コドモンやデジタルフォトフレームなどの導入により、登降園や健康管理、保育状況や連絡事項、おたよりなどの連絡文書を配信し、瞬時的な情報提供を図り保育に繋げている。

・サブスクリプション利用

「手ぶらで登園」を目指してこどものおむつやエプロンのサブスクリプションの利用により、物品の購入や準備、運搬など保護者の家事労働の軽減に役立っている。

(保育サービスの実施状況)

・生後6か月～5歳児の保育を実施。

・開所時間は月曜日～土曜日 7時30分～18時30分。

・健康な生活を送るために食育計画を立て、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを目標に給食は自園で調理をし、こどもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。

・施設長は子育てコンシェルジュとして当該保育所の子育て相談の他に、市を通して子育てコンシェルジュとしてプレサロン(育児についての座談会)などで、子育てや育児の話し相手などを行っている。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 7年 9月 1日(契約日) ~ 令和 8年 3月 24日(評価決定日)  【令和 8年 1月 21日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	3回 (令和 4年度)

## ⑥総評

### ◇特に評価の高い点

(マニュアルや手順書、手引書などの策定)

・行政の下、統一された各種のマニュアルや手順書、手引書などが策定され保育サービスや運営に活かされ必要に応じて改定され、職員に周知している。また、かりがね保育園の地域や保育所の状況に応じて必要事項を加味したマニュアルも策定し、職員間で情報の共有化を図り、運営や保育に反映している。

(中・長期及び単年度事業計画の策定)

・刈谷市の「刈谷市こども計画」に基づいて理念や基本方針の実現化に向け、「保育の充実、環境の充実、地域との交流、安全対策」を目標とし、把握できる範囲での収支の裏付けを加味したかりがね保育園の中・長期計画を策定している。また、単年度事業計画に基づいて、明確な予算の裏付けを明記した備品や施設修繕・工事個所要望書を作成している。

(管理者のリーダーシップの発揮)

・基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組みを施設長自ら積極的に取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。

・本年度の重点努力事項「子どもが心と体を動かしながら、主体的に遊びに取り組むことができるような保育環境を整え、援助する」、「一人一人の子どもの行動を肯定的に捉え、家庭との連携を密に図り、子どもの育ちを温かく支える」を研究テーマと同一にし、継続的な保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。

(子どもが主体的に活動できる環境の整備)

・子どもが主体的に活動できるように、こどもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、こどもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、子ども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供されている。当番活動なども年齢に応じて子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。

・遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や遠足やお別れ会など意図して交流する機会を作り、人との関わりを大切にしている。「えほんのひろば」は、同年齢や異年齢で絵本を楽しんだり、自由に遊びを展開したり、製作活動や表現遊びが繰り広げられるように配慮をしている。

・戸外や室内で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。

・園庭には、クロガネモチや桜、かえで、みかんなど四季を感じる樹木や花壇があり、保育園に居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。カブト虫やアゲハ蝶などの昆虫や幼虫の飼育、金魚などの飼育、胡瓜や茄子、トマトやピーマン、茄子など野菜の栽培、移動動物園などを通して植物や生物、小動物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。

・近隣の公園や地域散策、どんぐり拾いなど身近な社会事象や自然事象に触れる機会もある。絵本の読み聞かせやわらべ歌の導入などを通して情操を豊かに育む機会としている。

・美術館で開催される「ちびっこ絵画展」への出展の機会に家族と鑑賞に出向き、公共の場での交流や地域の人と関われる機会としている。

・年2回FC刈谷による5歳児のサッカー教室の実施、交通児童遊園やプラネタリウム見学、手作りの甲冑を身につけ老人福祉施設に出向いての交流は5歳児ならではの活動として、年下のこどもの憧れとなっている。

(こどもが食事を楽しむことができるよう工夫)

- ・健康な生活を送るために食育計画を立て、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを目標に自園で調理し、5感で楽しめる食事を提供している。
- ・胡瓜や茄子、トマトやピーマン、茄子などこどもと一緒に栽培し給食として提供している。また、発育期にあるこどもの食事の重要性や食材の活かし方などを掲載した毎月の献立表の配布やコドモンでの配信、また、玄関のモニターで毎日の食事を知らせたり、給食のレシピを提供したりして栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。
- ・食事環境を清潔に整え、会話を楽しんで食事したり、行事や目的に応じて会食を楽しむ機会も計画している。また、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。体調や個人差、食欲、年齢に応じて食事量も配慮している。
- ・管理栄養士により年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、こどもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。また、0歳児から1歳半のこどもについては、初めて食べる食物調査「未食調査」を実施し、食の安全に配慮して安心して食事ができるようにしている。
- ・保育士もこどもと一緒に食事をし、嗜好や食べる量、残食などを把握して、調理員と連携を図り、食事内容や調理の工夫に反映させている。また、衛生管理体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。

#### ◇改善を求められる点

- ・改善点という視点ではなく、検討事項としての提案としたい。  
(保育の質の向上の継続性に向けて)
- ・本年度の重点努力事項「こどもが心と体を動かしながら、主体的に遊びに取り組むことができるような保育環境を整え、援助する」、「一人一人の子どもの行動を肯定的に捉え、家庭との連携を密に図り、子どもの育ちを温かく支える」を研究テーマと同一にし、継続的な保育実践を通して保育士の資質や保育力を高めるように取り組んでいる。また、施設長自ら、本年度の重点努力事項については尽力することを公言し、モデリングを示しながら指導力を発揮している。
- ・より質の高い保育を目指し、取り組んだ重点努力事項と研究の成果の発表の機会を是非実現し、研究成果を礎として職員皆が同じ方向で継続的に保育の質や保育士の資質を高めていくことを期待したい。

(ボランティア等の受入れに対する記録について)

- ・ボランティア等の受入れに対してマニュアルを整備し、事前のオリエンテーションでこどもとの関わり方や安全配慮などについて説明をし、受入体制を整え対応している。絵本の読み聞かせや中高生、大学生などによる遊びや清掃作業、企業ボランティアのもの作りや清掃作業などの受け入れをしているが、ボランティアの活動に対する記録が未整備となっている。
- ・ボランティアの活動に際して受入担当者を明示し、トラブルや事故の未然防止や有意義な機会とするために、ボランティア活動記録を整備し受け入れていくことを期待したい。また、ボランティアへの研修なども実施されることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

それぞれの職員が評価基準に基づき自己評価をしたことで、保育園として、かつ一職員として本園の保育サービスの質の水準を振り返ることができ、各自の意識向上につながった。同時に、保育園に求められる役割について学んだことも非常に有益であった。

福祉サービス 第三者評価調査報告書を受け、高く評価していただいた点については、今後も継続して取り組み、より一層の精進をしたい。また、検討事項としてご提案いただいた点については、事業所訪問調査の際に頂いた助言や報告書の評価コメントを基に、職員と知恵を出し合いながら具体的な方策を考え、取り組んでいきたい。特に、保育の質の向上の継続性について、今後もさらに全職員に対する外部研修（アーカイブ配信の活用を含む）の充実を図ったり、園内における研修の機会を増やしたりしていきたい。

全職員が利用者意向調査結果報告書（利用者アンケート分析結果まとめ）に目を通し、共有したことで、保育園の取り組みや保護者への働きかけに対する保護者の意見やニーズを知り、保護者の思いを身近に感じる事ができた。

今後も、保育園に求められる地域・利用者のニーズの把握に努め、よりよいサービスの提供、保育の質の向上をめざして、全職員で取り組んでいきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

### 第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

#### 【共通評価基準】

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・刈谷市立保育園の保育理念と基本方針、保育目標が確立され、それを基に、かりがね保育園の本年度の重点努力事項が明文化されている。</li> <li>・理念や基本方針、保育目標などは、保育園経営案や中長期計画、単年度事業計画や全体的な計画、入園のしおりなどに記載され、保育目標はホームページや保育園のパンフレットなどに明記されている。また、昇降口に掲示し、視覚的な周知を図っている。</li> <li>・職員には職員会議や研修会、保育活動展開などの折に確認をしたり、周知状況を押し量るように努めている。会計年度任用職員には資料を配布して説明をし、周知を図るようにしている。</li> <li>・保護者には入園説明会時に「入園・進級のしおり」を配布し、パワーポイントを用いて、保育に照らし合わせ具体的に説明をしている。また、毎年3月に「入園・進級のしおり」をコドモンで配信し周知を図るようにしている。保育園見学者には情報誌を配布し説明をしている。また、市役所にも情報誌を設置して広域的な情報提供を図っている。</li> <li>・それぞれの保育室には、学年の目標やクラス目標を明文化して掲示し、行動指針として保育の確認をする環境を整えている。</li> </ul>			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ Ⓑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の中長期計画「こども計画」から、市全体の動向を把握している。幼保小連絡会や中学校区生活懇談会、主任児童委員の来訪、地域の会合などに参加し、情報交換や連携を図ることで地域の特性や変化を把握するように努めている。また、地域の役員や有識者などの人脈から身近な地域情報などを得て運営の参考にしている。</li> <li>・保育所を取り巻く保育のニーズやこども数の動向、保育の連携などについて、市の担当課と園長会議で連携し情報の共有を図り、運営に反映するように努めている。</li> <li>・保育所が位置する地域での福祉に対する需要動向やこども数、保護者やこども像の変化、保育のニーズなどは保育所の運営を長期的視野に立って進めていくために必要な情報となる。把握した情報の分析やデータ化を図り、運営の将来性や継続性を見通しながら、より良質で安心・安全な保育提供に努めていくことを期待したい。</li> </ul>			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ Ⓑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所を取り巻く保育のニーズやこども数の動向、保育の連携については、「待機児童ゼロ」の政策に向けて、1歳児受入枠の増員や要保護児童対策としての見守り家庭のこどもの入所、乳児園や保育園から幼児園へのスムーズな移行などについて、各保育園相互に連携を図り進めるようにしている。</li> <li>・こどもが主体的に遊びに取り組むことができるような保育環境の整備、職員一人ひとりの特性や能力に合わせた人材の育成、施設や設備の整備、職員への予算執行状況の周知などについての具体的な取り組みや課題を共有しながら取り組むようにしている。</li> <li>・保育の質の向上、環境の充実、地域との交流、安全対策などについて、中・長期計画や単年度事業計画にも位置づけ、職員会議等で検討し、課題や問題点を明らかにして保育に反映させるように努めている。</li> </ul>			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・市の「こども計画」に基づいて、理念や基本方針の実現に向け、「保育の質の充実、環境の充実、地域との交流、安全対策（環境改善）」を目標とし、把握できる範囲での収支の裏付けを加味したかりがね保育園の中・長期計画を策定し、必要に応じて職員へ周知し順次運用している。</p>		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・中・長期計画を反映させ、保育の充実、地域及び小学校との交流、安全対策、行事計画などの具体的な事業項目に基づいた実行可能な単年度の事業計画を策定し、把握可能な収支の裏付けを明記している。担当課からの予算を基に精査をしている。</p> <p>・単年度の事業計画に基づいて年間の行事計画を策定し、保育経営案や全体的な計画に記載している。また、行事計画は保護者に配布したり、コドモンで配信をしている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・事業計画の策定においては、職員の参画を得て会議等で意見を集約したり、反映させたりして策定している。</p> <p>・実施状況を事業ごとに進捗状況を把握し、定められた時期に評価や見直しをし、次年度の計画に反映するように努めている。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・単年度の事業計画は、「入園・進級のしおり」や情報誌、園だより、ホームページに行事計画として明記し、保護者には入園式で資料を配布して事業内容を説明している。また、行事内容に対する取り組みや内容を情報誌に明記したり文書にして掲示したり、活動の様子をコドモンで配信したり、デジタルフォトフレームでスライドショーとして配信して保護者に周知し、理解を得るようにしている。</p> <p>・3歳児以上の運動会や生活発表会、3歳未満児の親子での運動遊びなどの保育参加の行事実施後に、保護者に向けてアンケート調査をし、職員で結果の見直しをしていくようにしている。保護者には結果報告を掲示している。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	①	・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育の資質向上や保育サービスについて半期ごとに市の人事評価に基づいて自己評価を行い、半期ごとに2回職員との個人面談を実施している。また、市の保育者育成プログラムに基づいた、「保育実践力チェックリスト」や「園運営組織貢献チェックリスト」などを実施したり、「メンタルセルフチェックリスト」による自己チェックなどを推奨し、保育の質の向上に向けた取組をしている。</li> <li>・ 過年度に3回第三者評価を受審し、その結果を基にして組織的、継続的に保育の質の向上に取り組み、改善の努力をしている。</li> </ul>			
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	①	・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事評価については、自己の行動指針や規範とし自己の志気の高揚を図り、保育の質の向上に繋げるようにしている。</li> <li>・ 保育実践の評価については、職員間で改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図るようにしている。</li> <li>・ 保育者育成プログラムに基づいた、「保育実践力チェックリスト」や「園運営組織貢献チェックリスト」については、保育の実践力、保育園の強みや弱みを把握してスキルアップに向けての研修などに繋げ、人材の育成や保育内容の向上を図るようにしている。</li> </ul>			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	①	・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設長自らの役割と責任について、保育の全体的な計画の事業目的に基づいて、保育に向かう心構えや方向性などについて年度当初、口頭で職員会議などにおいて表明をしている。特に、本年度の重点努力事項については尽力することを公言している。職員それぞれが確認できるように更衣室に掲示している。また、保育園経営案の運営機構に基づいて会議で職務等を体系的に表明し、職員に周知を図るようにしている。</li> <li>・ 平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等について保育園経営案に明文化している。</li> </ul>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら最新情報を入手したり研修に参加したりして、その内容を職員に提供している。また、重要性や緊急性に応じて、資料に基づき安全会議で周知を図るようにしている。</li> <li>・ 基本的な関連法に関する資料を収集し、マニュアル集としてリスト化し、誰もが閲覧できるように職員室に常備したり、必要に応じて資料を配布して理解を深めるように努力をしている。</li> </ul>			

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組みを施設長自ら積極的に取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。</li> <li>・本年度の重点努力事項「子どもが心と体を動かしながら、主体的に遊びに取り組むことができるような保育環境を整え、援助する」、「一人一人の子どもの行動を肯定的に捉え、家庭との連携を密に図り、子どもの育ちを温かく支える」を研究テーマと同一にし、継続的な保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。</li> </ul>		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営や業務の効率化と改善に向けて、人材や能力に見合った役割を一任するとともに一人が抱え込まないように仕事の分散化を積極的に行い、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。</li> <li>・基本方針や保育の実現に向けた人員配置、有給休暇の計画的取得のための休暇取得計画書の作成、計画的なシフト体制や休憩時間の有効活用などによる就業時間内での保育事務処理、保育作業の確保、業務の単純化など働きやすい環境整備について職員の意見も取り入れながら指導力を発揮し実施している。</li> <li>・保育園独自に、マンダラチャートを使用し保育教諭それぞれの保育に対する考えや意見などの要因や分析をして、保育に役立てている。</li> <li>・デジタルフォトフレームを導入し昇降口に設置し、こどもの生活や遊びの状況、給食状況などを配信し、保育の取り組みの情報提供を図るように努めている。また、担当保育教諭より、こども一人ひとりの月ごとの成長の記録を、0・1・2歳児には写真とコメントを添え、3歳児以上にはコメントを添えて保護者に届け評価を得ている。</li> <li>・行政のペーパーレス化に向けた政策により、こどもの日々の記録や成長記録、保育園だよりや連絡文書、保育に要する様々な様式に基づく記録や文章の作成などをタブレットに打ち込み、いつでも共有できる環境を確保し、業務の効率化や実効性を高めるように配慮している。保護者にはコドモンを通して必要な情報を配信し、逸早くこどもと保育園、保護者との情報の共有化を図る環境を整えている。</li> <li>・「手ぶらで登園」を目指して、こどものおむつやお尻拭き、エプロンや口拭きのサブスクリプション利用により、物品の購入や名前書き、準備や運搬、整頓など保護者の家事労働の軽減に役立てている。</li> </ul>		

II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の方針に基づき必要な人材や有資格者、人員体制の確保が整い、保育園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。また、こどもの遊びや保育の専門性を高めるための研修等、保育園が目指す保育サービスを充実させるための具体的プランを有し、必要に応じて人材を確保するように努めている。保育者育成プログラムに基づいた「保育実践力チェックリスト」を分析し、人材の育成や定着、保育内容の向上に繋げるよう取り組んでいる。</li> <li>・育児休暇明けの職員には部分休業制度、子の看護休暇制度を導入し、育児との両立や定着に繋げている。</li> <li>・保育ニーズや年齢別園児数に対して、適正な職員数が確保され、理念や基本方針、事業計画を実現させ、質の高い保育の実施可能な体制となっている。より良質な保育を目指しての人員の確保を課題とし、担当課と協同して保育士養成校などへの依頼や潜在保育士の発掘などにも寄与している。</li> <li>・障がい児に対して加配の保育教諭や低年齢児には看護師が配置されている。また、保育補助も配置されている。更に、保育に直接関わらない事務員や園務員なども配置されている。</li> </ul>		

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の育成や活用、処遇、人事評価制度に基づく評価などが総合的に実施され、目標管理制度の面談や新任指導面談、メンター・メンティ面談などで、保育所における理念や基本方針に基づいた「期待する保育士像」を明確にさせている。</li> <li>・ 行政の考課基準に基づいた人事評価を職員に明示し実施している。個人面談などを通して、成果や貢献度を評価している。結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映させ、公正な人事管理を実施している。</li> </ul>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政管理の下に、有給休暇、子の看護や療育などの特別休暇、育児や介護休暇、部分休業、時間外、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇を確保している。また、行政の福利厚生や健康診断、人間ドック等の健康維持の推進事業の他に、会計年度任用職員においても、健康診断の機会が確保されて利用をしている。</li> <li>・ 職員の就業状況や意向、意見等について、主任保育教諭を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談に応じるようにしている。</li> <li>・ 働きやすく良好な職場環境を目指し、自己申告書により市の人事課へ職員自身の意見を進言できる制度やサポートを必要とする職員に対して保育カウンセリングやメンタルヘルス相談を受けられる仕組みが整えられ、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作りに心がけている。</li> </ul>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育の資質向上や保育サービスについて定期的に市の人事評価に基づいて半期ごとに自己評価を行い、評価シートの作成時及び評価の振り返り時に職員との個人面談を実施し、職員一人ひとりに、「期待する職員像」について話し合う機会を持ち人材育成に向けた目標管理を行い、意識やモチベーションを高めていくようにしている。また、目標指標（期待する職員像）として「キャリア別の身につけてほしい力」のチェックシートも活用している。</li> </ul>		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。また、保育士の資質や保育力を高めるために、1年目職員や育児休暇明け職員に対して、新任指導員による月1回の訪問指導やメンター・メンティ面談の実施、2年目職員へのフォロー研修をはじめとする経験年数に応じた研修の実施をしている。</li> <li>・ 園内の研修においても、職員が取得したい技術や知識などを検討し、外部の専門講師による研修を受け、知識や技術を保育の向上に活かすように努めている。</li> </ul>		

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	③	a	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市においては、キャリア別、担当年齢別の研修や外部の研修に参加できる機会が確保されている。</li> <li>・園内においては、保育の目的に応じた公開保育や課題研究等の研修を実施し、必要に応じて外部の専門講師による講話や指導を受ける機会が確保されている。</li> <li>・保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や看護師、園務員等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修や個別指導も実施している。また、部分休業取得者も参加できるような時間帯にアーカイブ配信の研修が受講できる機会も設けている。</li> <li>・研修成果の評価を反映した研修報告書を作成し、職員会議等で報告をしている。また、当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容や業務に反映させている。</li> </ul>					

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。					
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	①	a	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取交し、実習における責任体制を明確にした上で、実習マニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをしている。また職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行われている。</li> <li>・実習生の意向を聞き、受入担当者を決め実習生の育成を行っている。施設長や主任保育教諭を実習指導者として実習指導担当者も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行っている。実習希望者は、実習体制が整えば全て受け入れている。今年度は、保育士養成校やスポーツ専門学校からの実習生6名を受け入れている。</li> </ul>					

### II-3 運営の透明性の確保

					第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。					
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	①	a	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページやパンフレット、園だより、掲示板等で保育所の理念や基本方針、保育内容が公開されている。また、保育所で行っている活動状況をコドモンで配信したり、印刷物等で配布をしている。</li> <li>・苦情・相談の体制についても昇降口に掲示し、保護者や地域に公表している。</li> <li>・第三者評価受審について、保護者に公表をしている。受審結果についての公表を予定している。</li> </ul>					
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	②	a	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の監査委員による監査を定期的に受けており改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に保育所の運営機構や事業内容等についての監査も実施されている。</li> </ul>					

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えは刈谷市立保育園全体的な計画の基本方針や中・長期計画に位置付けられ、子どもと地域との交流を広げる実践活動として参加している。</li> <li>・ 地域の懇談会や会合などに出席する機会は少ないが、地域に向け自らの発信に心がけ、中学校区生活懇談会や幼保小連絡会、主任児童委員来訪の折に積極的に地域との連携を図るように努めている。また、子育て支援として、電話相談に応じている。</li> <li>・ 保育園でのお楽しみ会に地域の吹奏楽やマジッククラブを招いたり、地域の盆踊りや「一ツ木はっぴまつり」のポスターの掲示や参加チケットの配布、刈谷城盛上げ隊によるイベントの実施をして地域との繋がりを図っている。また、地域の公園へ遠足に行ったり、近所から草花を頂き子どもが見たり触ったり飾ったりして交流をしている。</li> <li>・ 年2回FC刈谷による5歳児のサッカー教室の実施、恒例となっている5歳児の「甲冑行列」は地域の老人福祉施設に出向き交流を図っている。</li> </ul>		
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · ② · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マニュアルを整備し、事前のオリエンテーションで子どもとの関わり方や安全配慮などについて説明をし、受入体制を整え対応している。</li> <li>・ 絵本の読み聞かせや中高生、大学生などによる遊びや清掃作業、企業ボランティアのもの作りや清掃作業などの受け入れをしている。</li> <li>・ ボランティア受入担当者を明示し、トラブルや事故の未然防止や有意義な機会とするために、ボランティア活動記録を整備し、受け入れていくことを期待したい。また、ボランティアへの研修なども実施されることを期待したい。</li> </ul>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · ③ · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当課を初め医療機関、児童相談センター、療育センターや支援センター、発達支援施設、小学校、主任児童委員、嘱託医等保育園を中心としたネットワーク体制ができており、地域との関連図を作成し職員室に掲示したり電話帳として整備し、必要に応じて会議等で説明して共有を図っている。</li> <li>・ 保護者にはファミリーサポートや療育センター、病児保育などの資料を用意し、必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供している。</li> </ul>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	④ a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設長は地域で開催される中学校区生活懇談会や幼保小連絡会、主任児童委員懇談会、子育てコンシェルジュ研修の出席、主任児童委員の訪問の際に地域の福祉ニーズなどを把握している。施設等のスペースを開放したり利用したりしての地域交流事業の取り組みは市の方針として実施していない。</li> <li>・ 子育てコンシェルジュとして当該保育所の子育て相談の他に地域の子育てサービスの案内や相談などを通して福祉ニーズを把握するように努めている。また、子育て支援センターでのコンシェルジュ会議へ参加し、地域の福祉ニーズの把握や社会資源の理解を深め、育児や就園などについての相談や助言などをするようにしている。</li> </ul>		

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域で定期的開催される会議などに出席すると共に地域の行事に参加し、協力関係を保つ中で地域の具体的なニーズの把握に努めている。</li> <li>・ 要請があれば、市を通して子育てコンシェルジュとしてプレサロン（育児おしゃべり会）で、育児の話し相手として出向いている。また、当該園の保護者の他に、地域住民の相談窓口として休日や祝日保育、病児後保育、ファミリーサポート制度などの情報提供をしたり、毎月発行している子育てコンシェルジュ通信などの掲示や資料の配布などもしている。</li> <li>・ 地域の福祉ニーズに基づき、「子どもや保護者の困りごと」に関する情報を保護者が入手できるように関係諸機関へ繋げたり、情報誌やチラシを昇降口に設置している。</li> <li>・ 保育園や地域の親子を対象とした相談事業の実施、食物アレルギーを有する子どもへの家庭支援など入所している親子を対象とした事業も実施している。</li> <li>・ 保育所は、可能な限り災害時における福祉避難所となる場合も想定されるため、災害時にどのような役割を果たすかについて、行政や自治体、地域住民と連携や協力体制などに関する事項等を定めていくことも重要な課題として検討していくことを期待したい。</li> </ul>		

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施方法が明示され、職員に周知をするようにしている。子どもの尊重や基本的人権について事例や保育の計画などを用いて職員会議や安全会議などで検討や評価を行い、共通理解を図るようにしている。子どもの人権に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行うようにしている。また、子どもの人権や文化の違い、尊重する心、性差への固定概念などについて研修などで共通理解を持つように努めている。</li> <li>・ 保護者には、保育参観や保育参加、行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をする他に、保護者会などで具体的な共通認識を持つように配慮している。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、市のマニュアルを基に、会議等で説明をしたり、読み合わせをし、保育姿勢や意識的な事項等を保育場面に照らし合わせ周知を図るようにしている。</li> <li>・ 排泄や着替え、水遊びなどの遊びや生活場面におけるプライバシー保護についても、年齢や保育場面に応じて環境や方法の工夫をしている。</li> <li>・ 市のマニュアルに基づいてプライバシーに配慮した保育の実施に心がけているが、保育の現状とマニュアルの内容を確認し、より具体的な取り組みができるように虐待防止等の権利擁護に関するマニュアルも含めて妥当性の確認を図ることを望みたい。</li> </ul>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや、入園時の書面、園だよりなどでサービス提供に関わる情報提供を行っている。かりがね保育園の園紹介情報誌を市役所こども課に置き、情報を広域に提供している。保育園の見学希望者は、随時受け入れ、電話等の対応もしている。</li> <li>・ホームページが作成され、保育園の特性や特徴、保育内容などを明確に示し、定期的に情報が更新されている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政により、入園決定に関する書面や保育サービスなどを明記した入園・進級のしおりや重要事項説明書などを配布し説明をしている。</li> <li>・保育の開始や内容の変更時に、保護者等に資料を配布し分かりやすく説明をしたうえで、重要事項説明書に係る同意書で同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報等について説明し、同意書を得ている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。</li> <li>・保育所利用終了後も、こどもや保護者等が相談を希望した場合のために、相談などに応じることを口頭やコドモンでの配信などで保護者に説明をしている。また、苦情受付も含め入園・進級のしおりにも明記している。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会や生活発表会などの行事参加の機会を定期的に設け、直接意向や要望を聴くように努めたりアンケートなども実施している。また、毎月園だよりを発行し、保育や子育て、地域との関りなどを伝え保護者の意向や満足度を確認する機会としている。</li> <li>・個別懇談会の実施、意見箱の常設、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーション、保護者会への出席などを通して意向を把握するようにしている。</li> <li>・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談にも応じている。</li> <li>・得られた意向や要望等は、定期的な会議で検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。</li> <li>・こどもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、こどもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。</li> </ul>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情解決の体制が確立され、苦情解決の体制は昇降口に掲示をしたり、入園・進級のしおりにも掲載している。仕組みについて入園説明会時に保護者に書面で説明をしている。匿名や無記名などのアンケートも実施し、保護者が苦情を申し出やすいように工夫をしている。</li> <li>・ 苦情や相談が生じたときは苦情受付書に記録をし、担当課に報告をし、苦情意見対応マニュアルに基づき対応策等を保護者等にフィードバックしている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、複数の相談方法や相談相手があり、相談や意見を述べることができることを口頭で保護者に周知している。</li> <li>・ 登降園時には保護者と挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また、臨床心理士訪問による保育カウンセリング実施予定を保護者に園だよりで知らせたり、相談者のプライバシーを配慮し応接室などの個室で相談を受けるようにして環境を整えている。相談事案に対しては、保護者相談受付書に記載している。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルを整備している。また、日常的なコミュニケーションによる平易な事項は、メモや共有ノートなどに記録している。寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉒ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の危機管理マニュアルを基に、保育園の必要事項を加味した事故発生時の対応や不審者の対応等についてのマニュアルや計画書を作成し、定期的な安全会議等で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知し理解を広げるようにしている。</li> <li>・ こどもの安全確保に関する担当部署や担当者を設置し、月2回の安全会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。</li> <li>・ 不審者対応については会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い園児の安全確保を心がけている。また、防犯カメラを導入し防犯に努めている。</li> <li>・ こどもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、安全会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。また、安全チェックリストを基に定期的に点検したり、ヒヤリハットの記録を基に安全に配慮し事故防止に努めている。</li> <li>・ ヒヤリハット報告書は出来事を付箋に明記して、発生時に応じて添付し、安全会議において事案を検討したうえで、全件をコピーして保管し、再発防止に努めている。</li> <li>・ 事案はヒヤリハット（未遂事故）と軽微な怪我や事故が混在して添付されている。</li> <li>・ ヒヤリハットは、事故には至らなかったものの危険を感じた出来事（未遂事故）を指しており、軽微な怪我や事故と区別をして記録をし、再発防止に役立てるためのものであることを再確認して記録をすることを願いたい。また、報告書の書式を考案して記録していくことを望みたい。</li> <li>・ 施設遊具等の安全に関する各種のチェックリストがあり、こどもを取り巻く環境の事故防止について会議で共通理解をし、実施している。安全チェックリストに基づき、職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。園児には、視聴覚教材や散歩、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的に実施している。</li> <li>・ 遊具や備品の安全性の確保に向け、定期的に専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。</li> </ul>		

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政のマニュアルを基に、感染症に関する予防や発生時マニュアルを整備し、職員に配布し周知を図っている。また、定期的に市の看護師会から保健だよりが発行されている。</li> <li>・ 保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などについて、コドモンでの配信や文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時に口頭で保護者に周知している。また、「嘔吐対応手順」に基づいて、嘔吐物処理セットや嘔吐缶を各トイレや掃除道具入れに用意し適切な対応をして、二次感染を防ぐようにしている。各保育室や遊戯室、職員室には嘔吐マニュアルを掲示し対応用品を備え、適切な対応ができるようにしている。</li> <li>・ 食中毒は、対応マニュアルに従い、子ども課や保健所等に連絡を入れ連携を図るようにしている。</li> <li>・ 日々の生活の中での消毒や換気、人の距離や位置関係等の対応を検討して環境を整えている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	保39	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政のマニュアルを基に、災害時に対応できるマニュアルを整備し、災害発生時の対応や体制を明確に示している。それに基づいた訓練も毎月実施され、見直しも行われている。建物は行政の下に耐震対策や防災対策が施されている。</li> <li>・ 災害時の安否確認などの情報発信のために保護者の協力を得て、コドモンでの配信登録をしている。</li> <li>・ 保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っている。保護者の協力を得て、小学校の引き取り訓練時に合せ、保護者が引き取り可能な時間帯に子どもを引き取りに来られるような避難訓練を実施し、災害に対する安全確保について認識を深める機会を持つようにしている。</li> <li>・ 災害発生時、保護者の帰宅困難の対応等に備え水や食料、毛布、おむつなどの備蓄を整備しリスト管理をしている。アレルギー対応食や離乳食の充足を担当課に打診している。</li> </ul>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。子どもの具体的な場面や子どもの年齢、発達、保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践されるように心がけている。</li> <li>・ 職員会議等によって職員に周知され、保育計画と環境構成図の突き合わせをし、実施状況の確認は、定期的に保育等の検討会で行われている。</li> <li>・ 保護者向けの標準的な実施方法として、希望者には月額制でおむつやお尻拭き、食事用エプロンや口拭きのサブスクリプションの導入、コドモンでの災害時におけるメール配信、こどもの出席状況や前日の家庭での様子、保育園での様子、活動や連絡文書などの連絡ツールとして活用している。</li> <li>・ 標準的な保育の実施方法の変更等については、担当課と公立保育園長や乳児園長が検討し、方向性を決めた上で、標準的な実施方法を市内保育所で統一している。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育の記録や保育計画、指導計画等は、期毎に検証し見直しがされている。また、他の標準的な実施方法は定期的、保育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。</li> <li>・ 保育士間での保育の実施手順や方法の妥当性を保つために「保育の手順マニュアル」に基づいて確認し保育の質の向上を保つようにしている。</li> <li>・ 保護者の意向を把握し、意見や提案を反映していくように努力をしている。</li> </ul>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。</li> <li>・ 保育指針を基に、こどもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、こどもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳未満児や支援を要するこどもについては、個別の指導計画を策定している。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式で説明し、同意を得るようにしている。</li> <li>・ 各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日ごとに評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、こどもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等について適切に記載されており、職員間で情報の共有化を図り周知している。</li> <li>・ 各保育計画の記録内容や書き方に差異が生じないように記載し、施設長や主任保育教諭が点検、指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。</li> <li>・ こども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、職員間で情報の共有を図っている。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもに関する記録の管理について、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し教育や研修を行い、守秘義務や倫理規定の遵守についても周知徹底を図っている。保護者には、個人情報の取り扱いについて説明をしている。</li> </ul>		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針に示されている趣旨を踏まえ、市の保育の全体的な計画が作成されている。保育の全体的な計画はこどもの発達過程やこどもと家庭の状況、地域の実態を考慮して編成されている。また、全体計画は、市の基本理念や基本方針、保育目標を受け、こどもの遊びや生活を通して「一人一人の子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とし、入所する子どもの最善の利益を考慮し、環境を通して養護及び教育を一体的に行うことと、保護者支援と地域の子育て支援を行うことを目指す」を保育理念とし、こどもの心と体のバランスのとれた保育内容と保護者や地域の子育て支援を加味した計画となっている。</li> </ul>		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせる環境となっている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるような設備を整え、安全への工夫がされている。</li> <li>・玄関を入ったエントランスホールの先には、競り上がりの舞台が設置された六角形の遊戯室があり、それに沿って低年齢児の保育室が連なり、給食の作業が覗ける調理室がある。2階には4・5歳児の保育室と床暖が設置された0・1歳児の保育室がある。広い廊下の一角に「えほんひろば」があり、壁に沿って小さな舞台が設置され、同年齢や異年齢で絵本を読んだり表現遊びなどを楽しめる多目的広場の機能を備えている。</li> <li>・保育室環境は遊びのコーナーが設定され、玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりや寛ぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。</li> <li>・生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂うこどもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。また、食事時には整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。</li> <li>・年輪を重ねたクロガネモチの大樹が園庭の中心にあり、年齢に応じた遊びの広がりや繋がり、遊びの目的やこども集団などを考慮した遊具が整然と設置され、こどもが存分に遊べる環境を整えている。また、こどもの年齢や安全性、清潔面などを配慮した砂場が設置されている。</li> <li>・こどもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育教諭が身近で穏やかに応じている。</li> <li>・保育室から屋外を一望でき、園庭の活動状況も把握でき安全性も確保されている。</li> </ul>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。それぞれのこどもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面の対応や言葉かけにもこどもをよく受容するように努めている。また、「子どもが心と身体を動かしながら、主体的に遊びに取り組むことができるような保育環境を整え、援助する」、「一人一人の子どもの行動を肯定的に捉え家庭との連携を密に図り、子どもの育ちを温かく支える」を今年度の重点努力項目に掲げ、職員相互で意識しながら保育をしている。</li> </ul>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉓ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、こどもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりのこどものリズムや気持ちに沿った関わりをし、こどもが達成感を味わえるようにしている。</li> </ul>		
A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもが主体的に活動できるように、こどもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、こどもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、こども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供されている。当番活動なども年齢に応じてこどもが役割を果たせるような取り組みが行われている。</li> <li>・遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や遠足やお別れ会など意図して交流する機会を作り、人との関わりを大切にする取り組みをしている。「えほんのひろば」は、同年齢や異年齢で絵本を読んだり、自由に遊びを展開したり、製作活動や表現遊びが繰り広げられるように配慮をしている。</li> <li>・戸外や室内で遊ぶ空間も確保され、こども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。</li> <li>・園庭には、クロガネモチや桜、かえで、みかんなど四季を感じる樹木や花壇があり、保育園に居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。カブト虫やアゲハ蝶などの昆虫や幼虫の飼育、金魚などの飼育、胡瓜や茄子、トマトやピーマンなど野菜の栽培、移動動物園などを通して植物や生物、小動物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。</li> <li>・近隣の公園や地域散策、どんぐり拾いなど身近な社会事象や自然事象に触れる機会もある。絵本の読み聞かせやわらべ歌の導入などを通して情操を豊かに育む機会としている。</li> <li>・美術館で開催される「ちびっこ絵画展」への出展の機会に家族と鑑賞に向き、公共の場での交流や地域の人と関われる機会としている。</li> <li>・年2回FC刈谷による5歳児のサッカー教室の実施、交通児童遊園やプラネタリウム見学、手作りの甲冑を身につけ老人福祉施設に向いての交流は5歳児ならではの活動として、年下のこどもの憧れとなっている。</li> </ul>		

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全や清潔に配慮し、こどもの発達や保育に応じた環境や用具などを設定し、こどもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びも積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、事故防止や乳幼児突然死症候群チェックをタブレットで実施している。こどもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをし、話しかけやスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。</li> <li>・生活空間には床暖房が施され、生活の機能に応じて遊び・生活・昼寝に区分したりして、快適な生活空間が保たれるようにしている。明るく広々とした乳児室は、個々の遊びや生活のリズムに合わせて、ゆっくりと遊べる場ともなっている。</li> <li>・0・1・2歳児には、こども一人ひとりの保育園での1か月の成長の様子をコメントにまとめ写真を添えて保護者に提供し、保護者から好評を得ている。また、保育園と家庭が同一歩調で養育や保育を進められるように、保護者との連携を図るようにしている。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの発達や保育に応じた生活や遊びができるように、年齢別に保育室を確保し、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置している。また、こどもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。</li> <li>・1・2歳児のこどもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、こどもが自分でしようとする気持ちを尊重してこどもに関わるようにしている。</li> <li>・こどもの自己主張や自我の育ちを支え、こどもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。</li> <li>・人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びが存分できるように、こどもの状況を観ながら関わるようにしている。戸外遊びを積極的に取り入れ、乳児専用の遊び場や遊具を整えて、安全で安心して遊べるようにしている。</li> <li>・2歳児の保育室の横に、こどもの目線で調理の様子を見られる調理室があり、調理師と会話をしたり食材を見ながら食材の名前を教えてもらったりする機会が日々見受けられる。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各保育室とも安全で清潔な環境を整え、それぞれ年齢に応じて自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。</li> <li>・それぞれの年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていく中で社会性や主体性、協同性が養われるように配慮しながら、こどもと関わるようにしている。</li> <li>・自然豊かな四季の木の実や木の葉を生かした製作物や絵本や物語を題材にした絵や遊びの用具を作ったり、メロディ楽器や打楽器などを用いた楽器遊びを取り入れて楽器本来の音域を楽しみながら表現活動をしている。</li> <li>・保育所保育指針に示されている5領域や全体的計画の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気になる子や特別支援を要するこどもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討会で共有を図りこどもの状況に応じた保育をしている。また、保育カウンセラーや学校教育課特別指導員、巡回相談支援員の訪問、支援センターや保健センターとも連携し指導や助言を受け、その子に応じた支援に努めている。</li> <li>・インクルーシブ保育についての研修を受けながら、包括的な保育を考え取り入れている。</li> <li>・保護者とは、日常的に話し合う機会を設けたり、個別指導計画を保護者と確認しながら立案して、こどもの状況や発達課題などについての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、保育所訪問指導などの紹介もしている。</li> <li>・気になる子や特別支援を要するこどもが、他のこどもとの生活を通して共に成長できるように、そのこどもの生活や遊びをクラスの指導計画の中に、障害のあるこどもへの配慮事項として記載したり、「環境見取図」の中に位置づけ、クラス指導計画と個別記録との記録内容がより明確で、整合性のある内容となっている。</li> </ul>		

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの多くが長時間にわたる保育を利用しているため、こどもの発達や年齢、平日や土曜日などに応じた保育計画を作成し、それに基づいた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。また、摂取水分量も確認しながら、水分補給も留意している。</li> <li>・ こどもの状況について、職員間の引継を文書で明確に行い、こども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。こどもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、こどもが安心して心地よく過ごせるようにしている。保護者への連絡は、口頭や文書、または、状況に応じて直接担任や施設長が伝えるようにしている。</li> <li>・ 保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日毎窓の月のや協同的な活動を週しして社芸はを養い、知る楽しのや灯可心の成長はこ子ひに向かう基礎作りを、遊びを通して行っている。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目」や「教育・保育において育みたい資質・能力の3本柱」に基づいて、「知識や技能、思考力や判断力、表現力、学びに向かう力や人間性」を育むことを目指して、生活や遊びを通して文字や数の認識を促す活動をしている。</li> <li>・ 子ども園・保育園・小学校・中学校との合同会議や学校・保育園訪問を通じて保育と教育の理解を深めるようにしている。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、保育所保育と小学校教育との円滑な接続に努めている。</li> <li>・ 小学校教員の訪問や就学に不安のある子が小学校のプレスクールに参加し、就学を見通した連携を図っている。</li> <li>・ 小学校とは、1年生との交流などの機会を通して小学校への期待が持てるように準備を進めている。また、今後、校庭で遊べる機会や授業参観など交流の機会が持てるように学校と協議をしていくよう心積もりをしている。</li> <li>・ 入所しているこどもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校に持参し、必要に応じてこどもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うように努力している。</li> <li>・ 保護者には保育参観でこどもの様子を観る機会があり、その中で施設長は小学校以降の生活を見通せるような話もしている。</li> </ul>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康管理に関するマニュアルがあり、これに基づいてこども一人ひとりの健康状態に応じて適切に対処している。また、こどもの健康管理は、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。日々の怪我や体調不良、感染症等について看護師が記録をし、状況について職員間で共有している。乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に年齢に応じて適切にチェックをし、対応をしている。</li> <li>・ 保育時間内での体調の変化については施設長、看護師、主任保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟的な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。また、職員にはマニュアルを配布し、必要な知識などを習得できるように会議で周知を図っている。</li> </ul>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康診断、歯科検診を年2回受診し、その結果をコドモン配信で保護者に伝えている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。定期健康診断の他に月2回園医の巡回がある。また、健康診断の折に医師とカンファレンスをし、感染症など子どもの健康管理についての情報交換を行っている。</li> <li>・ 健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、手洗いやうがいなどこどもの発達状況に応じて保育の場面に反映させている。5歳児は保護者の同意を得て、週1回フツ化物洗口を実施している。</li> <li>・ 毎月の身体測定結果は、コドモンで伝えている。</li> </ul>		

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー疾患を持つ子については入園時にアレルギー調査を実施し、医師の診断書や指示書を得て生活管理指導書を基に、保護者、施設長、主任保育教諭、看護師などを交え面接を行っている。</li> <li>・給食の調理については卵と牛乳は使用しない方針の下に調理が実施されている。おやつは牛乳提供については、豆乳で代替をしている。</li> <li>・保護者や施設長、主任保育教諭、保育教諭を交え、献立表を基に保護者の意向を聞きながら綿密な打ち合わせを行い、調理員と連携しガイドラインに基づいて給食を実施し、アレルギー食の提供をしている。また、食事の提供については、施設長や主任保育教諭、保育教諭、給食事務員、調理員が綿密な連携を図り5度チェックし、トレーや座席などの工夫をして提供している。</li> <li>・投薬の必要な子どもには、主治医の指示を明記した連絡表を用い看護師が投薬管理をしている。</li> <li>・会議等で全職員にアレルギー疾患についてマニュアルに基づいて必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。また、看護師の指導の下、エピペンの使用方法についての研修も実施している。</li> </ul>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康な生活を送るために食育計画を立て、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを目標に自園で調理し、こどもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。また、給食には生のフルーツが提供され、季節や旬の味が味わえるように配慮している。</li> <li>・胡瓜や茄子、トマトやピーマンなどこどもと一緒に栽培し給食として提供している。また、発育期にあるこどもの食事の重要性や食材の活かし方などを掲載した毎月の献立表の配布やコドモンでの配信、また、昇降口に設置したモニターで毎日の食事を知らせたり、給食のレシピを提供したりして栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。</li> <li>・食事環境を清潔に整え、会話を楽しくして食事したり、行事や目的に応じて会食を楽しむ機会も計画している。また、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。体調や個人差、食欲、年齢に応じて食事量も配慮している。</li> </ul>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園で給食を作り、5感で楽しめる食事を提供している。管理栄養士により年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、こどもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。また、0歳児から1歳半のこどもについては、初めて食べる食物調査「未食調査」を実施し、食の安全に配慮して安心して食事ができるようにしている。</li> <li>・保育教諭もこどもと一緒に食事をし、嗜好や食べる量、残食などを把握して、調理員と連携を図り、食事内容や調理の工夫に反映させている。また、衛生管理体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</li> </ul>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	①	・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入園式や保護者会、行事、個人懇談会などの機会に保育の全体的な計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションやアンケート、掲示板などを通して意向を把握している。毎月の園だよりや毎日の出欠状況、健康状態、個々のたよりなどで、保護者と共にこどもの成長の喜びを共有できるように支援をし、必要に応じて家庭の状況や保護者との情報交換の内容が記録されている。</li> <li>・昇降口にモニターを設置し、スライドショーとしてこどもの様子や行事などを写真で知らせるような環境を整え、こどもと保護者の触れ合いや対話の場としている。また、コドモンで動画配信できるような環境を整えていく方向にある。</li> </ul>			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a	・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会や生活発表会などの保育参観、遊びや生活の補助参加の保育参加、個人懇談会など行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。また、アンケートを実施し、保護者の意向や意見を反映するように努めている。</li> <li>・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて支援センターと連携を取るようにしている。</li> </ul>			
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	①	・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応などについてのマニュアルを整備し、日常の送迎や保護者とコミュニケーションやこどもの視診を通して早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。</li> <li>・地域の虐待を受けている疑いのあるこどもや保護や支援が必要なこどもを早期に発見し適切に支援するために、担当課や要保護児童対策地域協議会との連携を図っている。</li> <li>・マニュアルに基づく研修を行い、虐待の疑いが生じた場合は、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や児童相談センター、警察などの関係諸機関への照会や通告をする体制を整えている。</li> </ul>			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a	・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に評価を行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。</li> <li>・評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を保育園の保育に反映していく努力をしている。</li> </ul>			